

2022年7月1日

お客さま各位

株式会社豊和銀行

残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける「印鑑不要化」(印鑑レス)について

株式会社豊和銀行(頭取 権藤 淳)は、個人および個人事業主のお客さまに限り、残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおいて、運転免許証等の本人確認資料の提示によりお届け印の押印を不要とし、署名のみでお手続きができるよう簡素化を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 取扱開始日

2022年9月5日(月)

2. 対象となるお客さま

個人および個人事業主のお客さま

3. お取扱条件

解約手続き	・ご本人さまによる手続きに限ります。
対象となる預金口座	・残高が1万円未満である普通預金(総合口座)、決済用普通預金、貯蓄預金、納税準備預金 ※ 定期預金残高のある総合口座は除きます。
ご提示いただく書類等	・通帳(キャッシュカードを発行している場合は併せてご提出ください) ・顔写真付公的本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) または、2種類以上の顔写真なし公的本人確認書類
その他	・通帳を紛失されている場合は、別途お手続きが必要となります。 ・ご提示いただいた本人確認書類の種類やお取引の内容によっては、お届け印の押印が必要となる場合がございます。

※ ご不明な点はお取引店にお問い合わせください。

4. 預金規定の改正

上記「印鑑不要化」の取り扱い開始に伴い、2022年9月5日付で預金規定を改正いたします。

【各取引に共通する規定】

改正前	改正後
9. (解約等) (1) この預金口座を解約するとき(定期預金を書替継続する場合を含みます。)は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳もしくは証	9. (解約等) (1) (変更なし)

改正前	改正後
<p>書とともにご持参のうえ、取引店または当行本支店へ申出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続きを行ったものに限ります。また、解約する口座にかかるキャッシュカードをお持ちの場合は、当該カードも持参してください。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)~(5) (省略)</p>	<p>(2) <u>前項の定めにかかわらず、個人名義の普通預金口座（総合口座を含みます。）・決済用普通預金口座・貯蓄預金口座・納税準備預金口座の解約で、預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めるときは、払戻請求書への届出の印章による押印を、預金者本人の署名をもって替えることができます。</u></p> <p>(3) <u>前項の定めにより、届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の呈示を受けること等により相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたときは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>(4)~(7) (省略)</p>

以上